



7 消安第6070号
令和8年3月30日

各地方農政局長等 殿

消費・安全局長

肉骨粉等を処理するための技術開発試験等を実施する場合の取扱いに
ついて

標記については、「肉骨粉等を処理するための技術開発試験等を実施する場合の取扱いについて」（平成15年9月10日付け15消安第1634号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知。以下「旧通知」という。）により、肉骨粉等の適正な管理等の下で行われるよう、関係者に対して要請してきたところです。

農林水産省では、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）等により、牛等に反すう動物由来のたん白質が給与されないよう規制措置を講じておりますが、牛海綿状脳症（BSE）のリスクが低減していることから、順次飼料用又は肥料用としての規制の見直しを行ってきました。

このような状況を踏まえ、今般、肉骨粉等を用いた技術開発試験等を行う際の手続、肉骨粉等の入手及び管理に係る留意事項等を見直し、肉骨粉等を用いた技術開発試験等を行うに当たっては別紙のとおり行うこととしますので、貴管内都道府県へ周知をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止します。

別紙

肉骨粉等を処理するための技術開発試験等を実施する場合の取扱い

1 対象となる技術開発試験等

本取扱いの対象となる技術開発試験等は、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿に限る。以下同じ。）に由来する原料が含まれる肉骨粉等（以下「肉骨粉等」という。）の処理のための技術開発試験及び肉骨粉等を用いた学術研究（伝達性海綿状脳症発生の防止に資するための試験研究に限る。）とする。

なお、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第36条第1項ただし書の農林水産大臣の許可を受けて輸入するものの焼却試験及び一般廃棄物焼却施設又はセメント工場における肉骨粉等の焼却試験については、本取扱いの対象外とする。

2 技術開発試験等の実施方法

（1）計画書の作成及び提出

技術開発試験等を実施しようとする者（以下「試験実施者」という。）は、次に掲げる事項を記載又は添付した計画書を農林水産省消費・安全局長に提出すること（受付窓口：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課）。

- ① 試験実施者の氏名又は名称及び担当者の連絡先
- ② 試験実施施設等（肉骨粉等又は技術開発試験等により生じる物質（固体及び液体であるものに限る。以下「生成物」という。）を取り扱う場所をいう。以下同じ。）の名称、所在地及び連絡先
- ③ 試験実施施設における反すう動物の飼養の有無
- ④ 技術開発試験等の目的、概要及び実施期間
- ⑤ 技術開発試験等に使用する肉骨粉等の種類、量、入手予定施設及び保管施設
- ⑥ 肉骨粉等の残余並びにその推計量及び処分方法
- ⑦ 生成物の種類並びにその推計量及び処分方法
- ⑧ ⑥・⑦の肉骨粉等の残余及び生成物を適正に処分する旨の誓約書

（2）計画書の審査

農林水産省消費・安全局長は、試験実施者から計画書の提出があったときは、必要に応じて畜産局食肉鶏卵課と調整の上、計画内容について、肉骨粉等の適

正管理等の観点から審査を行い、その内容が適正と認められる場合は、試験実施者に対しその旨を通知する。

(3) 肉骨粉等の入手

試験実施者は、飼料若しくは肥料の製造基準適合確認事業場^(※)（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「確認手続通知」という。）第1の2の(2)の確認簿に記載された製造事業場及び肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）第1の7に基づき独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページにおいて牛脊柱等が混合しない製造工程の大臣確認事業場として公表されている製造事業場をいう。以下同じ。）又は飼料若しくは肥料の販売業者から、飼料又は肥料として利用可能な肉骨粉等を入手するものとする。それ以外の経路で入手しようとする場合は、事前に農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に相談を行うこととする。

なお、肉骨粉等の輸送に当たっては、紙袋等の包装容器を用いる等の飛散防止措置を講ずることとする。

(※) 製造基準適合確認事業場

飼料：<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>

肥料：<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub5.html>

(4) 報告書の作成及び提出

試験実施者は、技術開発試験等終了後、肉骨粉等残余及び生成物を確実に処分した旨を農林水産省消費・安全局長に証拠書類とともに報告することとする。

3 その他

- (1) 試験実施者は、技術開発試験等に用いる肉骨粉等、生成物及び肉骨粉等残余の誤用、紛失等の防止のため、これらを厳重に管理し、その出納について記録及び保管することとする。

(2) 肉骨粉等の入手費用のほか、技術開発試験等及び肉骨粉等残余等の処分に
係る全ての費用は、試験実施者等が負担するものとする。